

中泊町農業委員会会議録

令和2年2月10日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 2月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	3番	工藤 輝雄		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第19号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第20号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第21号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第22号 農地法第5条許可取り消し願いについて

第4 【議案】

議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 令和2年度農作業労賃等標準額の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 寛 次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は14名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、10番成田委員と12番神委員を、そして本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。</p> <p>◎報告第19号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>3ページをお開きください。報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
事 務 局	<p>今月の貸借の合意解約は、2件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第19号については、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告19号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第20号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第20号</p>
事 務 局	<p>8ページをお開きください。報告第20号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の農地使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>

議長 ありがとうございます。ただいまの報告20号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので、報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事務局 12ページをお開きください。報告第21号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和2年1月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。1月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告21号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので、報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第22号

事務局 ページをお開きください。報告第22号「農地法第5条許可取消願について」農地法第5条許可の取消願について、別紙のとおり報告する。

令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月、農地法第5条許可取消願が1件ございました。内容については資料をご覧くださいと思います。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告22号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 質問が無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第32号

議長 議案第32号の審議に入る前に、11番外崎委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

議長 それでは議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

18ページをお開きください。議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求め、令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第32号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員

6番、藤田です。それでは報告いたします。去る2月3日、私と青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が8件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

19ページから22ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号47番から54番の8件ございました。内訳は、贈与が1件、売買が5件、農地(田)の交換が2件となっております。

19ページをご覧ください。受付番号47番は、尾別字胡桃谷地内の1筆の田3,941平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号48番は、宮野沢字蛭沢地内の1筆の田102平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培(苗代として使用)をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号49番は、宮川字種取地内の1筆の田3,091平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。次のページをご覧ください。受付番号50番は、宮野沢字宮野沢、同所字蛭沢、同所字袴腰山地内の8筆の畑と田13,791平方メートルの親子間による全部贈与です。譲受人は譲渡人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。21ページをお開きください。受付番号51番は、田茂木字若宮の1筆の田4937平方メートルの交換(受付番号52番田茂木字若宮の1筆の田3,919平方メートルとの交換)です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号52番は、田茂木字若宮の1筆の田3,919平方メートルの交換(受付番号51番田茂木字若宮の1筆の田4,937平方メートルとの交換)です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号53番は、宮野沢字蛭沢地内の1筆の田223平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培(苗代として使用)をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。次のページをご覧ください。受付番号54番は、宮野沢字蛭沢地内の1筆の田203平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培(苗代として使用)をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号47番から54番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に議案第33号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

◎議案第33号

事務局 26ページをお開き下さい。議案第33号農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
農地法第5条第1項の規定により、下記(別紙)のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。
令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長

議長 それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員 6番藤田です。それでは報告いたします。議案第33号について去る2月3日、私と7番青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
申請地は、八幡字日向地区の中泊町特産物直売所に隣接する田であります。現地調査の結果、転用目的である購買店舗兼資材倉庫建設に関して、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼす恐れはなく、面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。それでは、事務局より本案についての説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第33号についてご説明いたします。

申請地は、中泊町役場から約1.3kmほどの距離にあり、中里地区八幡集落の西側にある、中里青果連や特産物直売所「ピュア」に隣接していて、良好な営農条件を備えた10ha以上規模の集団農地が形成されている区域内の農地であります。

転用目的としては、申請人は農業協同組合で、新設する事務所の隣接する土地であり、今後新事務所機能を中心とした購買店舗兼資材倉庫、配送拠点や奨励作物の展示圃等総合的な拠点化の計画が申請内容となっております。

資金計画は自己資金で、残高証明書を確認しています。申請内容についても事業計画及び土地利用計画からみて、問題ないと思われます。

以上のことから、農地区分としては、「第1種農地」であるが不許可の例外として許可できる運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のCの(a)で農業用施設用地に該当、よって申請に係る農地転用については、許可相当であると考えられます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何かご質問などございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

ないようですので、お諮りします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に議案第34号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

31ページをお開きください。議案第34号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和2年2月4日付け中農政第222号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

34ページから36ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が8件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの売渡が5件、買入が3件となっております。

事務局

34ページをお開きください。受付番号37番、あおもり農林業支援センターからの売渡です。関係農地は、富野字田今の農地2筆と豊岡字緑川の農地1筆、地目は田、面積は13,464㎡です。売買価格は538万5千円です。対価の支払い期限は令和2年3月12日を予定しております。

受付番号38番、あおもり農林業支援センターからの売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は12,408㎡です。売買価格は372万2千円です。対価の支払い期限は令和2年2月27日を予定しております。

受付番号39番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、豊岡字三笠の農地1筆、地目は田、面積は3,709㎡です。売買価格は148万3千円です。対価の支払い期限は令和2年2月27日を予定しております。

35ページをご覧ください。受付番号40番、あおもり農林業支援センターからの売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は5,800㎡です。売買価格は120万円です。対価の支払い期限は令和2年2月27日を予定しております。

受付番号41番、あおもり農林業支援センターからの売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は6,766㎡です。売買価格は135万円です。対価の支払い期限は令和2年2月27日を予定しております。

受付番号42番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、八幡字日向の農地3筆、地目は田、面積は9,277㎡です。売買価格は352万6千円です。対価の支払い期限は令和2年2月27日を予定しております。

受付番号43番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、中里字汐干潟の農地2筆、地目は田、面積は6,045㎡です。売買価格は217万6千円です。対価の支払い期限は令和2年2月27日を予定しております。

受付番号44番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,484㎡です。売買価格は89万7千円です。対価の支払い期限は令和2年2月27日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

事務局

続きまして、54ページから59ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が5件、再設定が10件で面積は新規、再設定合わせて124,760平方メートルです。

54ページをお開きください。受付番号114番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号115番は新規の設定で、設定する農地は小泊字山口地内の1筆の「田」8,321平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号116番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

55ページをお開きください。受付番号117番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号118番は新規の設定で、設定する農地は小泊字山口地内の1筆の「田」5,236平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号119番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

次のページをご覧ください。受付番号120番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号121番は新規の再設定で、設定する農地は田茂木地内ほか6筆の「田」11,042平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

57ページをお開きください。受付番号122番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号123番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号124番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

次のページをご覧ください。受付番号125番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」11,781平方メートルです。期間は8年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号126番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

59ページをお開きください。受付番号127番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,443平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号128番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

続いて62ページから68ページをご覧ください。農地中間管理機構の借入、転貸が7件で、設定する面積が88,175.29平方メートルです。それでは順次ご説明します。

62ページをお開きください。受付番号機構19-08番は新規の設定(使用貸借)で、設定する農地は高根字小金石地内の6筆の「田」24,687平方メートルです。

受付番号機構19-09番は新規の設定で、設定する農地は今泉字布引地内の15筆の「田」17,174.29平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借受人負担。賃借料は10アール当たり15,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

64ページをお開きください。受付番号機構19-10番は新規の設定で、設定する農地は今泉字唐崎地内の7筆の「田」10,765平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借受人負担。賃借料は10アール当たり15,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

受付番号機構19-11番は新規の設定で、設定する農地は今泉字布引地内の11筆の「田」と「畑」17,052平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借受人負担。賃借料は10アール当たり15,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

65ページをお開きください。受付番号機構19-12番は新規の設定で、設定する農地は富野字千歳地内ほか6筆の「田」6,576平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

次のページをご覧ください。受付番号機構19-13番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の16筆の「田」10,168平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

68ページをお開きください。受付番号機構19-14番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の1筆の「田」1,753平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借受人負担。賃借料は10アール当たり5,000円です。受手は毎年11月末日までにあおもり農林業支援センターに支払い、あおもり農林業支援センターは毎年12月20日までに出手名義の口座へ振り込むとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

議長 ◎ 議案第35号

議長 議案第35号「令和2年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 83ページをお開きください。「令和2年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき総会の決定を求める。
令和2年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局 次のページをご覧ください。
提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、令和2年農作業労賃等標準額を設定することについて、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、本会の議決を求めるものであります。
今回の設定につきましては、1月の定例総会時に委員の皆様と協議した結果、昨年度決定した単価とほぼ同様でよいということでありました(青森県最低賃金を考慮の上)ので、そのようにご提案させていただいております。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑も無いようですので、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長

それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月10日

(松坂 龍美)

農業委員会
会長

(成田 誠)

署名委員

(神 良一)

署名委員
